|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **小国郷医療福祉あんしんネットワーク 会議録** | | | | | |
| **会議名** | **第７回小国郷医療福祉あんしんネッワーク全体会（１月）** | | | | |
| **開催日時** | 令和２年１月２２日 | | 19:00～21:00 | **開催場所** | 小国町町民センター会議室 |
| **記録者** | 南小国町役場　下城　孝浩 | | | | |
| **議題** | 1. | ・グループワーク（・令和２年度活動計画と予算・ほっとオレンジvol2掲載記事等の検討）  ・発表 | | | |
| 2. | 小国郷メディカル・ケア情報システム「オグシス」について | | | |
| 3. | その他 | | | |
|  |  | | | |
| **出 席 者** | 小国郷医療福祉あんしんネットワークメンバー | | | | |

| Ｎo | 議　　題 | 内　　　　　容 |
| --- | --- | --- |
| 1. | ・グループワーク  （・令和２年度活動計画と予算  ・ほっとオレンジ  vol2掲載記事の  検討）  ・各チーム発表 | ・片岡先生  　グループワークの中で、ほっとオレンジの掲載記事の検討をお願いしたいので、内容等についてお話しします。  ＊ほっとオレンジ発行の内容等  　・8ページのタブロイドタイプでカラー印刷予定。１ページ4,000文字程度  　・３月２５日に発行予定  ・１万部を印刷して全世帯に配布予定  　・レイアウトはchopsデザインの穴井さんに依頼  　・予算は４０万円ぐらいで、在宅医療サポートセンターとあんしんネットワークの事業費を使用  ＊スケジュール  　・今日、チームで掲載内容と写真等の話をしていただき、１週間程度で改訂版の内容を決定していただきたい。メディカル・ケアステーションの中に、平成３０年度に集めた各チームの文章の原稿がアップロードされていますので、ダウンロードしていただき、それを見直し等して１月中に作成していただきたい。  　　　　　　　　　　↓  　・メディカル・ケアステーションの中に、各チームに割り当てられたページ割がしてありますので、文章と写真をファイルにしてアップロードしてほしい。その後、２週間ぐらいでレイアウトが完了する予定です。  ・各チーム発表  ＊認知症カフェチーム  　　５周年のイベントを実施。月２回の今までのイベントを考えており、スタッフのスキルアップも兼ねて認知症の本、DVD等を購入したい。半年でリーダーが変わりますのでよろしくお願いします。  ＊出前講座チーム  　　月、２回を予定しており、１回1,000円で年間24,000円を予算計上したいと思っています。講座で体験できる機械等で使えそうなものがあったら考えていきたい。ほっとオレンジについては、実績の報告と今後の方向性も含めて、グループをつくりましたので情報交換しながらほっとオレンジの原稿を作成していく予定です。  ＊情報共有チーム  　　今後の活動としては、オグシスの規約の内容について、総務チームとすり合わせながら進めていかなければいけないと思っています。運用が決まれば、両町のケーブルで流したりなど啓発が出来れればいいなと話が出ました。ほっとオレンジに関しては、小国郷ケア情報シートの運用実績と小国郷の事業所がケアシートをどのように評価しているかというアンケート結果プラス、オグシスのことに関して載せたいと思っています。  ＊広報チーム  　　ほっとオレンジを３月までに作ることと、来年のことに関しては、あんしんネットワークホームページに全体会議事録を掲載することを計画しています。フェースブックの方に、毎回、全体会と世話人会の会議報告を載せておりますが、その他にチーム会議の写真、報告等がありましたら載せていきたいと思います。ほっとオレンジは８ページありますけども、２ページごとに担当が決めてあり、原稿、写真等を集めたりしますのでよろしくお願いします。  ＊美鳥チーム  　　エンディングノートの活用法を来年度の計画案としました。地域住民の方にお話しする中で、説明内容がバラバラだと認識するところがずれてしまうということで、５月ぐらいからマニュアル、指針を作り、それをどのように伝えていくかということで、８月頃から出前講座チームさんにも協力依頼をして、場所の提供等をお願いしたいと、そういったことを検討、実施し、その後、活用法をどういう風に住民の方に伝えられたのかを検証し、再検討を１・２月頃にすることにしております。その結果を次年度にどのように繋げていくのかも検討するようにしています。ほっとオレンジの方は、フォーラムのアンケート結果から１人暮らしところとか、大変なところがあったらというところで、文章を検討して、月曜ぐらいにまでに文書化してチームで共有を行い、ほっとオレンジチームに渡していこうと思います。  ＊在宅医療サポートセンター  　　来年度も、連絡会議を毎月することになると思いますが、ある程度、安定して運用ができるようになったら２ヶ月に１回ぐらいの連絡会議になると思います。別に在宅医療研究会というのを、年２～３回実施することになっておりまして、７月、１１月、３月に実施予定です。  ＊事例検討チーム  　　今日は、出席者が２名ということで、話し合いが出来ませんので、後日、リーダーの方に来年度の事業計画と予算について皆さんに連絡をしていただきたいと思います。  ＊総務チーム  　　予算は例年通りとなっておりますので、皆さんの計画の中で配分をしていくということになります。足りない部分については、別の事業を探すという作業をやりたいと思います。 |
| 2. | 小国郷メディカル・ケア情報システム「オグシス」について | ・片岡先生  　　今までやってきました小国郷ケア情報シートを、IT化しようということでメディカル・ケアステーションについては、話をしてきたところです。それから熊本メディカルネットワークというのが、熊本県と熊本大学と県の医師会が３０億円をかけて進めている県下全体の医療情報共有システムです。全県民をこれに登録しようということで、小国公立病院では、この登録を進めていかないと地域医療ネットワークの基幹病院の指定を取り消される可能性もあります。熊本メディカルネットワークに登録することが、医療・介護業界の義務となってくると思いますので、小国郷でも登録を推進していくことになります。しかしながら熊本メディカルネットワークだけでは、情報共有が出来るところと、出来ないところがありまして、メディカル・ケアステーションを併用していくということになっております。それぞれにいいところがあるので、どちらかを選ぶのではなく第３の案としてハイブリッドをつくりましょうということになりました。  　　今日、規約が出来たということで、登録に入っていくことになります。現在、施設で持っているケア情報シートのリストを公立病院の連携室に提出していただくことになります。リストの利用者の封筒をつくりますので施設もしくはケアマネさんにお渡しします。中には熊本メディカルネットワークとオグシスの同意書等が入っておりますので２枚の同意書に署名をいただき、連携室に持ってきてもらうと両方に登録いただいたことになります。新しく登録する場合には、連携室から何も書いていない封筒をもらって、２枚の同意書を書いてもらうと同様に登録できるということになります。  　　登録していただくための説明は、今、小国郷内では医療介護情報をファイルで、小国郷内の病院や施設で共有しています。今度は、熊本県全体で医療介護情報を共有できる熊本メディカルネットワークというシステムが出来て、登録を促すことが熊本県下の医療介護業界の責務となりました。今のところ片方の登録だけでは情報の共有がスムーズに出来ないので、両方のシステムに登録できるように、それぞれの申込書にサインをしてください。というような説明をするといいのかなと思います。３月までに300人の登録を目標としています。  ・佐藤代表  　　これまでの紙ベースで共有している情報を今回、使いやすいシステムにするということで、紙から電子に移すということで守るべきことは同じです。しかし、電子なので使い道を勉強しなくてはいけないし、便利な分だけリスクも出てきますので、ルール付けが必要になってきます。  今回、熊本メディカルとメディカル・ケアシステム、この２つを同時に使うということですが、この２つは独立したものでお互いの中で情報の行き来はしません。それを使い分けながらやっていくということになりますので、意見を皆さんに聞いたうえで最終的につくりたいと考えています。  まず、1枚目は利用申込書と同意書がありますが、利用申込書というのは、事業所さんの利用申込書です。実際に使う場合は事業所単位で申し込んでいただくということになります。あんしんネットワークで一括して、管理・責任体制を取るということは難しいので、参加してくれる事業所さんに、基本的に情報の管理・責任はやっていただくということになります。  2枚目は、利用規約案とありますが、これは事業所単位でこれを利用するにあたってのルール、決めごとです。  ・小国郷メディカル・ケア情報システム利用規約（案）  第１条　規約の目的で、事業所及び事業所の従事者を利用者と言いますが、利用者がどういう風に守っていくルールを定めるかというものです。  第２条　オグシスの目的が書いてあります。  第3条　用語の定義で（1）、あんしんネットワークに参加しておられる事業所さんですね。（2）、オグシスを利用して情報共有を行う職種の方をいいます。（3）、登録者で、オグシスに登録して情報の共有を許可していただく患者さんですね。（4）、共有情報で、診療、調剤、介護等に必要な情報です。  第4条　（1）登録者の個人情報、（2）利用者の個人情報の取り扱いは、利用目的の範囲内で行い、登録した方の情報しか扱いませんということです。  第5条　事業所と利用者の義務は、小国郷メディカル・ケア情報システム運用ポリシー及びオグシス利用上の留意事項を守るということです。  第6条　（１）協議機関、オグシスを利用する事業所さんで連絡協議会を立ち上げて、様々な意思決定をしていただくということです。（２）運営機関、実際にシステムを運用していくために運営機関を設置します。（３）事務局、運営の実務を行うということで、あんしんネットワークは協議会と運営を担います。在宅医療サポートセンターは登録とか、システムの方を担っていただくというふうに考えています。  第７条・第８条　オグシスを利用する事業所に運用責任者を置いていただき、事務局と連絡をしていただくということです。  第９条　事業所側の環境整備ということで、パソコン、インターネット環境等については、基本的に事業所のほうで準備していただくということになります。  第１０条　禁止行為です。２項、３項については、該当する場合があった場合の対応について書いてあります。  第１１条　保存期間は原則５年とし、超える場合は削除することにしています。また登録の撤回もできるということです。  第１２条　事業者と利用者の申請で、事業者が利用を開始する場合は同意及び誓約書を提出いただいて、受理したうえで利用を開始する。利用者の方は、その事業所に所属する方で事務局に届け出をした方になります。  第１３条　セキュリティ対策の実施ですが、情報機器の管理ですね。ウイルス対策、セキュリティ対策等の義務を書いております。  第１４条　パスワードの管理義務ですね。  第１５条　事業所の管理者の方は、職員の方々に取り扱いに対する教育を行っていただくということです。  第１６条　事業所の運用責任者の方は、適正に運用されているか監視し、不適切な事例が出たときには連絡していただくということです。  第１７条　携帯用端末の利用と安全対策ということで（１）～（６）までの事項を守っていただくということです。  第１８条　これは紛失、盗難があった場合の対応です。  第１９条　セキュリティに関して事故が出た場合、直ちに届け出をして対応するということです。  第２０条　緊急時、災害時等の対応です。  第２１条　免責ですけども、個人情報の取り扱いでルールを破った場合、犯罪被害が出た場合に、基本的に事業者側が管理や責任を持っていただくということです。それを超えるような場合には、オグシスとして協議するということです。  第２２条　目的外の利用は禁止ということです。  第２３条　規約の変更等ですが、運営委員会等で承認を得て変更を行っていきたいと考えています。  ・小国郷メディカル・ケア情報システム運用ポリシー（案）  　　第１条・第２条　ポリシーの目的、オグシスの目的は利用規約と同じです。  　　第３条　使用するICTシステムはメディカル・ケアステーションと熊本メディカルですね。  　　第４条　オグシスの位置付けは、コミュニケーションのための連絡手段で、従来の連絡手段を補完、補強する形の利用になります。  　　第５条　必要に応じて他の連絡手段と併用していくということですね。  　　第６条　運営に関する協議は、連絡協議会の中で検討していく。  　　第７条　事務局については、あんしんネットワークと在宅医療サポートセンターに置く。  　　第８条　利用者は、小国郷医療福祉あんしんネットワークに参加する事業所に所属する方が利用者です。  　　第９条　法令及びガイドラインですが、各ガイドラインがでいますので守っていただくということです。  　　第１０条　目的外使用の禁止です。  　　第１１条　利用される方に対して、注意や指導が出来ますということです。  　　第１２条　利用申し込みは、利用規約と同じです。  　　第１３条　オグシスの運営にあたり、管理者として適正な管理運営を行うということで、基本的にシステムの運用管理はあんしんネットワークの方で行い、その他、使う場合の管理は各事業所の責任でしっかりやってくださいということです。  　　第１４条　オグシス管理者の責務は記載のとおりです。  　　第１５条　誓約書と教育は、誓約書の記載をお願いしたいということです。  　　第１６条　登録者グループですけども、登録者に対しての情報共有をこの中で行う。紙ベースと同じような扱いですね。グループは、患者情報共有シートの関係する人達ということになります。  　　第１７条　自由グループで、地域の多職種間の情報交換・交流を行い患者さんの個人情報は扱わないということです。  　　第１８条　オグシス利用上の留意事項は、後ろのページに付けてあります。  　　第１９条　ID・パスワードの管理は記載のとおりです。  第２０条　IT機器のセキュリティ対策は記載のとおりです。  第２１条　二次利用の原則禁止は、様々なテキスト、画像等をよそに使ってはいけませんということです。地域包括ケア体制の構築、目的に関係ない部分の利用については、しっかり個人情報を守るようなことをしてほしいということです。  第２２条　掲載内容の配慮は、実際に使う場合のことです。  第２３条　事務局間の連絡網として使うというものです。  第２４条　ホームページ上に情報を掲載していくことになります。  第２５条　必要な事項がある場合は、連絡協議会で定めることができるというものです。  ・オグシス利用上の留意事項  　　利用機器の管理、パスワードの管理、紛失・盗難の対応、それからセキュリティ対策、ウイルス感染対策、情報漏れの対策等が書いてあります。  ・参考資料　厚生労働省　医療情報システムの安全管理に対するガイドライン第５版　情報及び情報機器の持ち出しについて  　　最低限のガイドラインと推奨されるガイドラインの２つが書いてあります。これを守ったうえでオグシスを利用していただきたいと思います。  ・小国郷メディカル・ケア情報システム同意書（案）  　　患者さんがメディカル・ケア情報システムを利用する場合の同意書案です。ご家族の方、ご本人に了解をいただいたうえで登録していくという流れになっています。  　　以上が今回のルール案です。システムとしては２本立てで、熊本メディカルとオグシスの併用となりますが、それぞれに参加申し込みをしていただいて実際に運用していくことになります。今回は、全体をふわっと包み込むような規約になっていますので、これをもって運用を始めたいと思います。これから実際に運用していきますけども、一番の理想としては、事業所の管理者の方が使うということを判断していただいて、事業所の方々にお集まりいただいて、実際に運用を始めるというところで、スタートしたいと思います。やれるところから広めていき、目指すところは、あんしんネットワークの全事業所の参加によってやっていくのが理想ですが、それは事業所の判断に任せるべきだと思います。参加を強制するものではありませんので、事業所の判断で行っていただきたい。  　　皆さんにお願いしたいのは、これを持ち帰って参加するかどうか検討していただきたい。２週間ぐらい周知期間をおいて、そのあとに事業所に集まっていただいて、その中でこの案の検討を行い了承のうえで運用をスタートしたいと思います。参加の判断が出来ない事業者さんついては、随時、参加できますので、この内容については持ち帰り検討してください。以上です。  ・阿蘇保健所  　　県としては熊本メディカルネットワークを推進しているところです。不足している部分を、メディカル・ケアステーションを使うというような内容になっているので、うまくいっていただきたいなと思っているところです。規約の方は、少し手直ししていただければありがたいなと思っています。熊本メディカルネットワークの申込書の書き方のところに、あんしんネットワーク参加機関と漠然とした表現になっているので、実際の登録では厳しいのではないかと思います。産山村では、関係機関を一覧表にして、それにチェツクする形にしていますので、そういった形で対応していただければ有難いと思います。  　　１月２１日現在で、熊本メディカルネットワークに小国公立病院で登録された方が５名、小国公立病院に同意している人が８５名おられるということで、ぜひ、この数字を県として上げていただければ有難いなと思っておりますのでよろしくお願いします。 |
| 3. | その他 | ・片岡先生  　　先日、小国郷の在宅医療の現状について、読売新聞から取材を受けました。明日の朝刊に載るそうなので、見ていただければと思います。 |